

甲第
126
号証

デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和4年(2022年)6月7日

この計画は、デジタル社会形成基本法第37条第1項に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、同法第8条第7項において準用する同条第5項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

第1	はじめに ～重点計画の目的～	1
第2	デジタルにより目指す社会の姿	4
1.	デジタル化による成長戦略	6
2.	医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化	8
3.	デジタル化による地域の活性化	9
4.	誰一人取り残されないデジタル社会	10
5.	デジタル人材の育成・確保	14
6.	DFFTの推進を始めとする国際戦略	15
第3	司令塔としてのデジタル庁の役割	16
第4	デジタル社会の実現に向けての理念・原則	18
1.	誰一人取り残されないデジタル社会の実現	18
2.	デジタル社会形成のための基本原則	22
3.	BPRと規制改革の必要性	22
4.	クラウド・パイ・デフォルト原則	22
第5	デジタル化の基本戦略	24
1.	デジタル社会の実現に向けた構造改革	24
2.	デジタル田園都市国家構想の実現	31
3.	国際戦略の推進	37
4.	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保	40
5.	包括的データ戦略の推進	44
6.	デジタル産業の育成	52
7.	Web3.0の推進	54
第6	デジタル社会の実現に向けた施策	56
1.	国民に対する行政サービスのデジタル化	56
(1)	国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン	56
(2)	新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化	59
(3)	マイナンバー制度の利活用の推進	60
(4)	マイナンバーカードの普及及び利用の推進	62
(5)	公共フロントサービスの提供等	65
2.	暮らしのデジタル化	69
(1)	暮らしを変えるデータ連携の実現	69
(2)	準公共分野のデジタル化の推進	70
(3)	相互連携分野のデジタル化の推進	85
3.	規制改革	87
4.	産業のデジタル化	88
(1)	事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組	88

また、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受するためには、構造改革だけでも不十分であり、実際にデジタル技術の実装を通じて地方が抱える課題を解決することで、地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大を図る必要がある。そのため、令和3年（2021年）11月から内閣総理大臣を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」⁵を開催し、地方創生におけるこれまでの取組や成果などを十分に踏まえながら、デジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進することとした。

さらに、グローバル化とデジタル化があいまって進展し、データの重要性が飛躍的に高まる中で、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化している。

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にするとの認識の下、令和元年（2019年）に「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」⁶の概念を提唱したが、今こそDFFT推進に向けた具体的成果の創出が求められている。令和5年（2023年）のG7日本議長年も見据えて、我が国がDFFTの推進をリードしていくこととする。

我が国のデジタル化の歩みを振り返ると、20年前には、インターネットを始めとするネットワークの構築がIT戦略の中心となっていたが、その後の環境変化を踏まえ今日では、国民一人ひとりにどのようなサービスを提供することができるかといった点が重要であり、我が国の成長戦略の視点も大きく変革している。

我が国のデジタル改革は、緒に就いたばかりであるが、この重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものである。

よって、まずこの計画に記載した施策については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視し、施策のスケジュールや指標（KPI）を可能な限り設定しつつ、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、PDCAサイクルの徹底を図る。加えて、諸外国や地方公共団体における取組を参照し⁷、重点計画にある6つの「目指すべき社会」がどのくらい進捗したのかを始め、デジタル化の進捗を大局的に把握するための指標として、国民や民間企業の満足度や利用率などを設定の上、それを定期的に把握し、国民に分かりやすく示すことで、デジタル化を着実に進めることとする。

そして、同時に、この計画に記載した我が国が目指すべきデジタル社会を実現するため、この計画に記載した「デジタル原則」に基づき、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとする。

⁵ 令和3年11月9日内閣総理大臣決裁

⁶ デジタル時代の競争力の源泉である「データ」について、プライバシーやセキュリティ、知的財産等に関する課題に対処することで、国内外において自由なデータ流通を促進させ、消費者及びビジネスの信頼を強化するという考え方。

⁷ エストニアにおけるパブリックデジタルサービスに対する個人及び企業の満足度、高速インターネット接続の実現度等から算出される数値の目標設定（Estonia's Digital Agenda 2030）や、東京都におけるデジタル化された行政手続の利用率や満足度等の調査（デジタル化に関する都民の実態調査（2021年度））等を参照する。

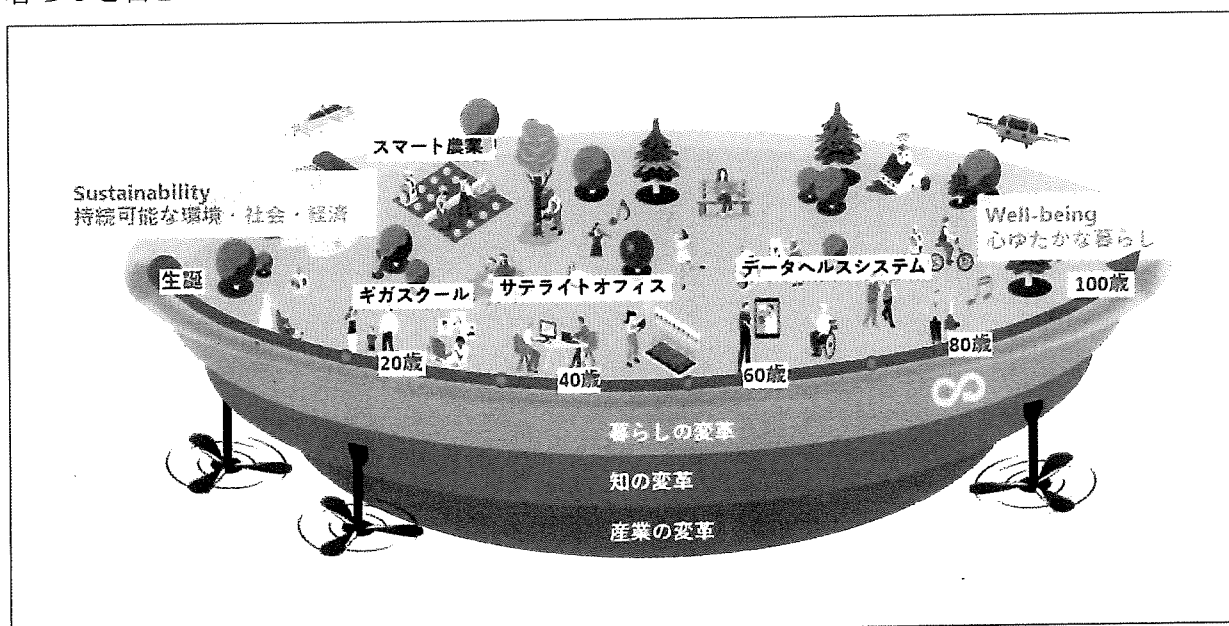
具体的には、「デジタル社会構想会議」、「デジタル臨時行政調査会」、「デジタル田園都市国家構想実現会議」それぞれにおける検討・取組を進めるとともに、これらと連動して、デジタル庁が司令塔となり、各府省庁と緊密に連携・協力して、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を行う。

第2 デジタルにより目指す社会の姿

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしている。そして、それは政府全体の目標である Society 5.0⁸の実現にも直接資するものである。

「目指す社会の姿」を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども⁹等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT の推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる。それらに関するデジタル社会構想会議における議論を踏まえ、分野ごとの目指すべき社会の姿、その実現に向けた手法、留意点について当面以下1. ～6. の方針で施策を展開することとする。

その際、誕生したばかりの新生児から高齢者に至るまで、人生100年の時代におけるあらゆるライフステージにおいて、我が国の未来を支えるこども達一人ひとりに最適な教育の提供、人を惹き付ける魅力的な仕事の創出、生涯を通じたゆとりと安心のある暮らしの実現など、国民一人ひとりが、デジタル技術の恩恵によってそれぞれのライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう、「個人を支える」デジタル化の実現を目指すものとする。



さらに、デジタルにより地域が直面する様々な課題を解決し、デジタル田園都市国家構想の実現に寄与する「地域を支える」デジタル化、デジタル改革・規制改革・行政改革といった構造改革を推進し、我が国の経済成長に貢献する「産業を支える」デジタル化、国や地方が共通して使うことのできるデジタル基盤を整備し、効率的な行政運営を実現する「国を支える」デジタル化、

⁸ フィジカル空間（現実空間）とサイバー空間（仮想空間）を高度に融合させたシステム（デジタルツイン）を前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立（新たな価値を創出）する人間中心の社会であり、豊かな人間社会を支えるもの。

⁹ この計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和3年12月21日閣議決定）に倣い、法令上の用語や既存の研究会・調査等を引用している場合を除き、「こども」という表記を使用する。

DFFT の推進により、信頼を維持しつつデータがもたらす価値を最大限に引き出す「世界を支える」デジタル化の実現も併せて目指すものとする。

1. デジタル化による成長戦略

「はじめに」で示したように、新型コロナウイルス感染症への対応でデジタル化をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、デジタル化を一気に進め、社会課題を解決する必要がある。デジタルの可能性を最大限に引き出すことは、一つ一つの産業の成長はもとより、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現の上でも不可欠といえる。すなわち、デジタルの力によって、場所を問わず、年齢を問わず、国民一人ひとりが多様な選択肢を持ちながら質の高い生活を送ることができ、ライフステージに合った最適なサービスを選択することのできる社会の実現が可能となり、さらには、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会の実現が可能となる。逆にいえば、今、覚悟を決めてデジタルを最大限活用して課題解決を図らなければ、我が国が世界最先端のデジタル国家になることはおろか、世界に伍していくこともはや不可能というマインドセットへの転換を図る必要がある。

加えて、少子高齢化や地域の人口減少が進む我が国においては、データを智慧・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付ける。また、デジタルによる国や地方公共団体の情報システムの刷新に加えて、デジタルに合致していない規制・制度、行政や人材の在り方も含む本格的な構造改革を行う必要がある。

このような課題意識の下、官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図るとともに、デジタル化により蓄積されたデータを活用した政策決定や、官民のデータの流通・活用を通じて社会の効率性や創造性を高め、結果として、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。

デジタルファーストの原則を法制面から徹底するため、社会にデジタル技術を実装する際の原則を確立し、法令が原則に適合したものであるかを確認するプロセスや体制の在り方について検討することとする。

創造性の高い社会を構築するためには、国は地方公共団体や民間との連携の在り方を含めたアーキテクチャの設計やデータの標準化を推進し、上位のレイヤーは民間の活力・創意工夫を最大限に活用するといった役割分担を明確にすることも重要である。

また、こうした社会の基盤として、識別子としてのマイナンバーと、本人確認・認証手段としてのマイナンバーカードを峻別した上で、デジタル社会における ID であるマイナンバーの利用の拡大を図るとともに、継続的な発展に向けて、マイナンバーカードによる認証を利用した行政サービスを民間が後押しするための仕掛け、つまりはライフイベントにおいて、行政サービスと民間事業者のビジネスの恩恵を、国民一人ひとりが官民システムの連携を通じて享受できる社会の実現を目指す。あわせて、オープンデータの活用の徹底¹⁰や様々なプラットフォームの連携・拡大に取り組む。

さらに、マイナンバーカードの持つ機能をデジタルデバイスにアプリ等として搭載するなど、物理的にカードを持ち歩くことなくデジタルデバイスによってサービスが完結することにより、より一層のマイナンバーカードの普及や当該サービスの利用が期待できる。

加えて、5G や光ファイバなどのインフラを全国的に整備した上で、デジタル技術を活用した自動配送・遠隔医療・オンライン教育の実施などのサービスを実装すること、データを活用することにより健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野を始めとする全産業のデジタル

¹⁰ RESAS (Regional Economy Society Analyzing System : 地域経済分析システム) を含む。

化を押し進めること、取引（受発注・請求・決済）等の相互連携分野のデジタル化を通じて中小企業のデジタル化を支援することなど、規制改革の象徴であり、成長戦略の柱である社会全体のデジタル化を進め、産業全体の収益力の強化を図ることが20年間停滞してきた我が国の経済の成長のために不可欠である。

一方、経済成長の代償として、他の重要な価値観を軽視するようなことがあってはならない。互いの尊厳や意見が尊重されるような偏りのない公正なデジタル社会や、経済成長と国民の幸福やSDGsといった社会的な道徳の価値が両立した社会の実現も同時に目指していく。

2. 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

健康・医療・介護、教育、防災、こども等の準公共分野は、国民生活に密着している分野であるにもかかわらず、現状では、サービスの提供を受ける利用者の側から見れば、様々な切り口から断片的・画一的なサービスが提供されている状況にあり、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（目指す姿）になっていない。

今後、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性を高め、その結果、サービスの提供を受ける個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、より豊かな生活の実現に向けて暮らしを自らの手で積極的にデザインすることができるような社会、すなわちデジタルの可能性を最大限に引き出すことによって一人ひとりに最適なサービスが提供される社会の実現を目指す。

このため、準公共分野においては、官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの提供・共有をデジタル化によって更に進め、地域ごとに設定されたデータの取扱いルールを見直してスケールメリットを發揮できるよう、民間がデータを提供・利活用する際に遵守すべきルールを明確に設定する。

また、国民一人ひとりが最適にサービスを組み合わせ、自由に暮らしをデザインできるように多様なサービスの提供を促進するため、政府が蓄積・収集した準公共分野のデータや民間が保有する準公共分野のデータについては、オープンデータ・バイ・デザイン¹¹の考えを徹底することにより民間による積極的な利用を促進するとともに、API・データの公開原則を徹底することにより相互に関連するサービスの官民連携を促進する。

準公共分野における国・地方間のデータ連携・API連携については、デジタル庁が司令塔となって、連携アーキテクチャの設計も含め全体像を描き、その不断の見直しを行うこと、情報システム間で異なるデータの取扱いルールの標準化や機関ごとに異なる調達基準などの整備を促進すること、基盤となるデータをベース・レジストリとして整備し、行政機関内の共有にとどまらず、民間を含めて広く活用され得るものはオープンデータ化を徹底することなど、データの利活用に関するルールを積極的かつ継続的に見直していくことが求められる。

さらに、各分野におけるデータの積極的な利活用の実現に支障となっている制度や運用を見直すこと、モビリティ、健康・医療・介護、気象、人流等のデータを防災分野において利活用する等、分野横断的なデータ利活用を促進することにより、サービスの質の更なる向上を図る。

その際、国民一人ひとりが安全・安心な環境の下でニーズに合ったサービスを選択できるよう、サイバーセキュリティや個人情報の適正な取扱いの確保を徹底する。

¹¹ 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

3. デジタル化による地域の活性化

デジタルは、時間と空間の制約を取り払うこともあり、地域が直面する課題を解決する可能性を飛躍的に増大させるだけでなく、データの収集、アイデアや手法の共有・全国展開を容易にする力を持っている。しかしながら、今日ではインフラ整備が不十分であるだけでなく、国と地方、地方と地方、分野と分野の間で、情報システムが個々にバラバラで十分な連携がなされていない、国民や政策ニーズの変化に迅速に対応すべく効果的にデータを収集・活用することができていない、などの課題がある。国民目線、利用者目線で地域のデジタル改革、デジタル実装を進めていくことが求められている。

このような認識の下、国において地方が共通に使える共通基盤を提供することなどにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、地域社会の持続可能性の確保等を図り、その結果、「地域が抱える課題が解決され」、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた「地域の魅力が向上する」社会の実現を目指す。

このため、5G や光ファイバのようなインフラ整備、地域におけるデジタル人材の育成を通じたデジタルデバイドや地域間格差の解消、在宅勤務のための環境整備を通じた地域における雇用増加、地域コンテンツの発信強化を通じたエンターテインメントの実現、書面・押印・対面原則の更なる見直しやリモートワークの支援を通じた物理的な職場からの解放の促進など、交付金の活用等により、地域におけるデジタル実装を強力に推進することが必要である。

また、行政手続の簡素化・オンライン化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現などのデジタル化を推進すること、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図るための地方公共団体共同型の課題解決をデジタルの活用により実現すること等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進する。

さらに、地方公共団体がデジタルを介し、自ら課題をオープンにすることで、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促し、スモールビジネスの起業の促進等を通じて都市圏からの若年層の移住や新規ビジネスの創出の促進を図ること、地域におけるアイデアの共有・横展開の実現を図ること等、地域における人材と地域課題のネットワーク化を実現するとともに、地域コミュニティの力を引き出し、地域の自立を促すための取組を推進する。

このように、デジタルを地域づくりに活用することにより、前述の医療・教育・防災・こども等のサービスの質の向上に加え、地域雇用の創出、デジタル化による地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速などが実現し、都市と同等以上の利便性と、一つ一つの地域が誇る独自の資源を活用した魅力が輝き続ける「デジタル田園都市国家構想」に寄与する。

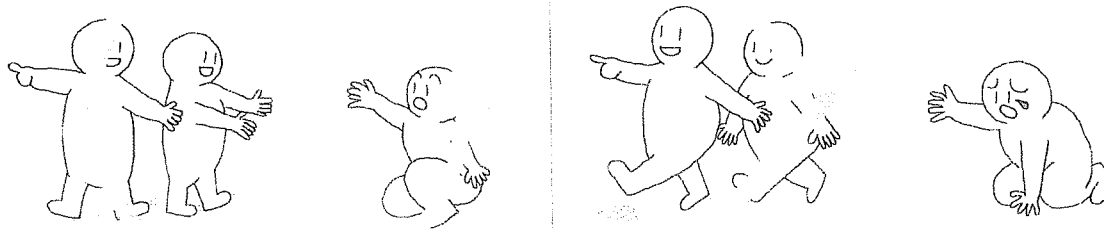
地域におけるデジタル化を進めるに当たっては、情報モラル教育・啓発の充実などを通じた偏りのない公正な社会を目指すとともに、情報システムの整備の在り方が変化する中で、国だけでなく地方公共団体の予算・会計制度などの政策インフラが十分に対応したものになっているかについても留意する。

4. 誰一人取り残されないデジタル社会

我が国においては、少子高齢化、人生 100 年時代（高齢者の再活躍等）、男女共同参画（女性の活躍）、様々な障害者への理解促進、在留外国人の増加等を背景に様々な課題が存在する一方、近年、5G、IoT、AI 技術等のデジタル技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

このような状況も踏まえ、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

誰もがデジタル化の恩恵の置いてきぼりにならないよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。



このような社会を実現するには、利用者視点を第一に、デジタル機器・サービスの開発検討段階からサービスデザイン思考で対応し、様々な選択肢を用意することが必要であり、まず、国が地方公共団体等と連携し、率先して取り組む。

また、このような社会は行政機関だけでは実現できないことを国民全体で共有し、例えば、官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民のオープンデータを活用して地域課題の解決を図る「シビックテック」等を推進することにより、国、地方公共団体、企業・団体、住民等が各々の立場で相互に協力し、「皆で支え合うデジタル共生社会」を官民挙げて構築していくこととする。

このような取組の推進に当たっては、次のような基本的な考え方を共有しつつ対応することが重要である。

- ① 利用者の視点を第一に、UI・UX、アクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、次のようにきめ細かく提供すること。
 - ・デジタル機器等に不慣れな人にも分かりやすく、使いたくなる UI・UX のデザイン思考を追求すること。
 - ・単一障害専用ではなく、重度・重複障害も意識した複数障害に対応するとともに、サイロ化せず汎用性を確保したデジタル機器・サービスとすること（汎用的機器との API 連携の促進等）。
 - ・デジタル機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、窓口での行政手続の負担軽減を始め、デジタル化の恩恵を実感できること。

- ② 高齢者や障害者に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ③ 障害者を対象とするデジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、高齢者のフレイル対策¹²、社会参加に資するのみならず、子どもを含む幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成に繋がること。
- ④ デジタル市場自体は国際性を内包していることから、アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にも繋がること。
- ⑤ デジタル化のメリットのみならず、SNS等を通じた誹謗中傷、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。

このような基本的な考え方を共通認識としつつ、「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた取組を官民挙げて推進することが必要である（「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策について、以下を参照。）。

SNS等による誹謗中傷や社会の分断化等、デジタルの負の側面への対応としては、事業者による削除等の自主的な取組を原則としつつ、情報モラルに関する教育や啓発活動、被害者のためのアフターケアの強化等、負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開することが必要である。

また、デジタル社会における情報リテラシー、人権・プライバシー・アイデンティティ等に係る意識改革に向け、デジタル・インテリジェンス¹³に関する国際的な取組も参考に、民間団体等の活動も支援しつつ、国や地方公共団体においてもその普及啓発を促進していく必要がある。

以上のような総合的な取組は、「心豊かな暮らし」(Well-being) や「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability) の実現に寄与するものであり、その実効性確保の観点から、デジタル化による利便性向上や利活用の実態等をできる限り可視化することが重要である。

特に、国や地方公共団体等の取組については、EBPM の考え方に基づき、定量的な費用対効果の測定方法等を検討し、適時適切に不断の見直しを行いつつ、実効性を確保していく必要がある。

¹² 年齢を重ねることで身体や心の働きが低下し要介護に近づきつつある状態（フレイル）を予防・改善するための様々な取組をいう。

¹³ デジタルリテラシーやデジタルスキル等の総称。令和3年（2021年）1月、IEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers）がデジタル・インテリジェンスに関する標準文書を発行している。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、デジタル庁が中心となり、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から検討を進める。

行政サービスの将来像の検討に当たっては、利用者目線を徹底する必要がある。その上で、公金受取口座の登録を推進するなど、支援を必要とする方に手が差し伸べられ、迅速な支援が受けられる環境を整備し、官民それぞれが持つ情報と住民接点を最大限活かして住民に寄り添った支援を行うといった、デジタル社会における「デジタル・セーフティネット」の仕組みの構築が求められる。また、手続きを行う国民だけではなく、行政事務を担う職員の負担を軽減することも期待される。

あわせて、民間サービスも行政サービスのフロントエンドを担えるようにすることで、国民がより多様なUI・UXを選択できるようにするとともに、多様なサービスの新規参入を促し、民間が保有する自らのデータを活用できるようにすることにより、民間サービスと行政サービスとの一層の連携等を通じて民間サービスに新たな機会を提供しつつ、行政DXを官民共創で進めるエコシステムを創出することも重要となる。

トータルデザインの実現に向けて、こうした行政サービスとエコシステムの将来像を実現するようなアーキテクチャを設計する。

② 実現に向けた技術及び制度の検討

アーキテクチャを根本から見直すに当たり、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）やAPI整備等の取組を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。あわせて、地方公共団体等の実務の現場で抱える課題を踏まえ、以下の観点について、制度的・技術的検討を進める。

情報連携の基盤となる公共サービスメッシュについては、これまで推進されてきた①行政機関間のバックオフィスでの情報連携による添付書類の削減等に加え、②手続き時の入力を最小限化するためにあらかじめ申請内容をプレ表示したり、関連する手続きなどを推奨したりするプッシュ機能等を備えたプッシュ型サービスを実現するため、地方公共団体が保有する住民情報を当該住民向けプッシュ型サービスなどに活用する仕組み、③官民の様々な機関が保有する住民情報に住民が自らアクセスし、自らの情報を外部提供するなどして活用できる仕組み（本人を介した官民の情報活用）等を包括的に実現し、利便性の高いデジタルサービス実現を更に推進する。

これらの検討に当たっては、データの分散管理を基本とし、個人のデータを管理するインフラと、データを取り扱う主体ごとの権限や主体間の責任分界など、各種法令等に基づいてデータを適切に管理するための仕組みについてシステムと法制度の両面から検討する。

その上で、一連の施策の推進に当たっては、個人情報保護について、適正な取扱いを含め、信頼性と透明性が確保されるよう、制度的・技術的に必要な措置を講ずるとともに、国民向けの丁寧な説明を行っていく。

1) 行政機関間のバックオフィスでの情報連携

公共サービスメッシュの設計に当たって、情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等の現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含めて、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換していく。検討に当たっては、個人に関する情報が更新された際には、事務の実施において最新の当該情報を必要とする機関に対し、更新情報を通知・提供できるようにすること、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したままデータ項目などの仕様を柔軟に拡張できること、世帯や代理といった関係属性を扱えること等を実現しながら、柔軟かつ簡素な構成とする。また地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化を踏まえつつ、中間サーバ等を介在させず API 連携等を手段として効率化とリアルタイム化を追求するとともに、地方公共団体内の住民情報活用・行政機関間の連携・民間との対外接続で一貫した設計で対応できるようにするため、地方公共団体内の住民情報活用に係る仕組みのプロトタイプ構築等における技術的検証の成果を活用した検討とする。

2) プッシュ型サービス等実現のための地方公共団体内の住民情報の活用

地方公共団体が保有する住民情報の活用については、各地方公共団体において基幹業務システムで保有するデータを住民向けサービスで活用できるようにする。具体的には、手続き時の入力を最小限にするためにあらかじめ申請内容をプレ表示する機能や、関連する手続などを推奨するプッシュ機能などの利用者目線のサービスをスマートフォンでも実現できるよう、ガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備する。地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を見据えて、基幹業務システムとフロントサービスを提供する各機能とが、疎結合な形で API 連携できるようにすることにより、円滑なデータ連携を可能とし、ユーザーニーズや技術動向の変化にも柔軟に対応できるようにする。具体的には、令和4年度（2022年度）にガバメントクラウドで稼働するコンポーネントとしてプロトタイプ構築に着手し、令和5年度（2023年度）以降、地方公共団体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進める。

3) 本人を介した官民の情報活用

また、情報活用にかかる個人の多様なニーズに応えながら、民間事業者を含む様々な主体と円滑かつ迅速に情報活用できることが重要である。多様な行政機関や民間事業者が保有する個人情報を、本人が起点となって自らの情報をデジタルで活用する仕組みを検討することで、従来の行政機関間の情報連携に加えて、手続ごとの添付書類の取得、書面申請等の手間を抜本的に解消し、スマートフォンのみでオンラインで簡単かつ迅速に手続を完了できるようにする。これは、いわば、本人が各機関から紙の証明書等を取得し、

別の機関に提出する行為を、従来のような負担なくデジタルで実現しようとするものであり、これにより個々の制度見直しに先行して利用できることも想定され、行政手続の簡素化を可能とする。こうした検討に際しては、情報活用において使用する識別子、透明性確保等による本人側の情報活用を担保する仕組みなど、主要な論点と対応策を整理し、令和4年（2022年）中に結論を得る。なお、検討に際しては、個人情報の保護について、その適正な取扱いを確保しつつ、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえ、具体の仕組み及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律⁶⁰（以下「マイナンバー法」という。）を始めとする法令の改正の要否を検討することとし、制度改正を要する場合には、令和5年（2023年）に必要な法令の整備を実施する。

公共サービスメッシュによる一層の情報活用の検討は、新たなアーキテクチャの下、国民や地方公共団体職員の行政サービスに係るユーザー体験を変えるため、利用者目線を徹底したフロントサービスと一体的に検討を進めることが重要である。このため、マイナポータル⁶¹の抜本的改善等の検討を併せて進めるとともに、民間サービスを含む多様なフロントサービスを選択可能なアーキテクチャとすることが重要である。

インフラの検討に当たっては、「三層の対策」の抜本的な見直しを含め、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について、常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャの採用も見据えながら、政府における実証研究を含めた技術的検討及び各地方公共団体の取組状況を踏まえて、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進める。

以上のトータルデザインの実現に向けては、国・地方公共団体を含む各行政機関・民間が一体となって進める必要がある。国は、デジタル庁が中心となり、各行政機関等が活用できる共通機能をコンポーネントとして整備する。各行政機関等は、これを活用することで、安全かつ簡易な実装で、利便性の高い行政サービスを迅速に提供することが可能になるとともに、保有するデータ等を活用し、国民の利便性を更に高める。また、民間事業者は、行政サービスとの連携を通じて多様なUI・UXを提供するとともに、本人の求めに応じて保有データを活用できるようにすることで、国民の利便性を更に高める。

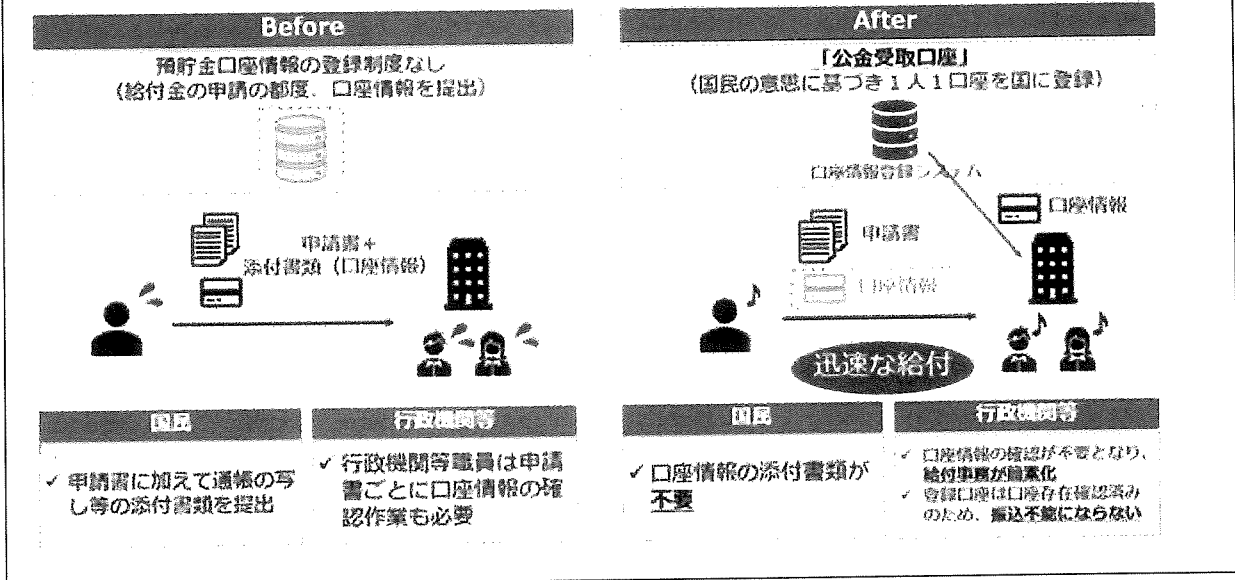
また、アーキテクチャの設計及び実装の全体ロードマップの検討に当たっては、ガバメントクラウドの整備や国の業務システムのガバメントクラウドへの移行、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化のスケジュールなど現行基盤の更改時期等とともに、地方公共団体等の実務を踏まえて進めることが重要である。具体的には、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件の検討に当たり、公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとするなど、基幹業務システムがアーキテクチャ上に円滑に位置付けられるようにしていく。

⁶⁰ 平成25年法律第27号

(2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

【目指す姿】

- 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時においても必要な行政サービスが国民に届くよう、行政サービスのデジタル化を推進する。例えば、公金受取口座の登録・利用を推進することにより、迅速な給付の実現を図る。



① ワクチン接種証明書のスマートフォンへの搭載の推進

ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、ワクチン接種記録システム（VRS）の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を令和3年（2021年）中に開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律⁶¹に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和4年（2022年）6月までに6件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定や、関係府省庁、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進め、円滑な制度の運用と施行に向けた準備を行うとともに、公金受取口座の登録制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

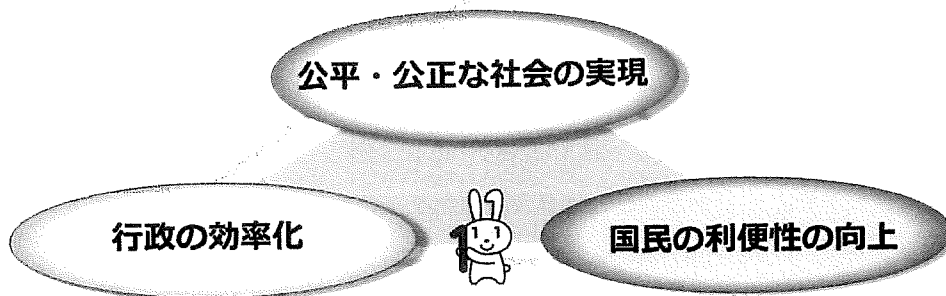
⁶¹ 令和3年法律第38号

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

【目指す姿】

- ・個人の ID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する。
- ・従来は、申請手続きごとに、国民が多く書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続きについて、マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続きの時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる。

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを享受できるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、令和4年（2022年）から、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

これまでに把握されている課題から、①年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）など現行制度におけるマイナンバーの利用を改めて徹底するほか、②日本国内に中長期在留する外国人に関する行政手続の事務、社会保障制度や税制以外における国家資格等のデジタル化に寄与する事務（例えば保有者数の多

い資格等や多くの行政手続に代理などで関与する資格等として、教員や行政書士などの資格等に関する事務)、海外に在住する在留邦人に対する行政手続の実施、このほか個人に関する属性情報を併せて登録管理しその情報の変更ごとに個別の手続等を要している事務など(例えば自動車登録に関する事務など)について、検討の具体化を進め、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、利用者のアクセシビリティを確保しつつ、デジタル完結を図る。これを前提に、各制度を所管する関係府省庁においても、国民にとって利便性を感じてもらおうべく、その業務の在り方の見直しを進める。なお、トータルデザインに基づく本人を介した官民の情報活用では、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえて位置付けを整理する。

その上で、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年(2024年)以降にシステム等の整備を行い、令和7年度(2025年度)までに新たな制度を施行することを目指す。

② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

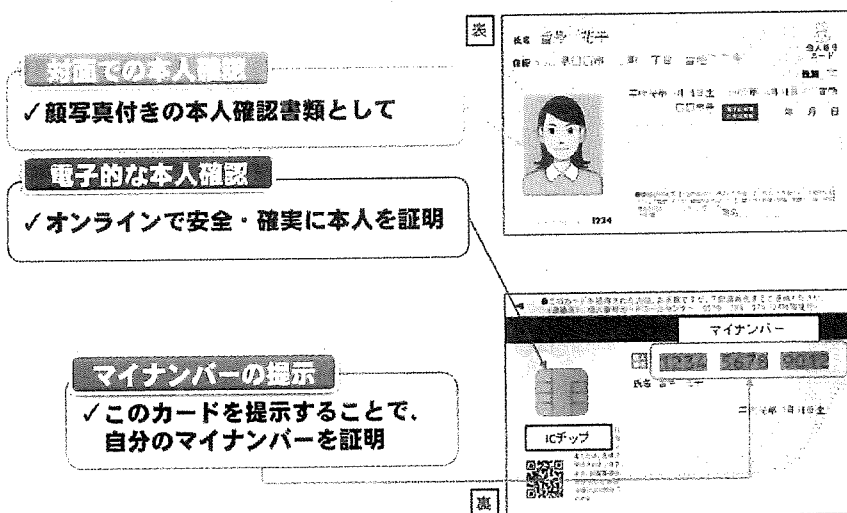
また、社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す。

令和3年度(2021年度)に各種免許・国家資格等の範囲等についての調査を実施したため、この結果を踏まえ、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、令和6年度(2024年度)には、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるように、デジタル化を開始する。

(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

【目指す姿】

- ・ マイナンバーカードの IC チップには電子証明書などの機能を搭載しており、民間事業者を含め様々なサービスに活用することができる。例えば、マイナンバーカードの電子証明書で本人確認を行うことで、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できる、ネット証券などの民間サービスの申込みに利用できる等、様々なメリットがあるため、マイナンバーカードの徹底的な利用を推進する。



令和4年度(2022年度)末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組のほか、例えば新型コロナワクチンの接種会場など、住民が集まる場所での市町村による申請受付等の取組の促進、交付状況等に応じた市町村に対する重点的な取組支援、消費喚起やキャッシュレス決済サービスの利用拡大等を図るマイナポイント、地域独自の給付施策をオンライン手続で簡単・迅速に推進できる自治体マイナポイント等により、マイナンバーカードの普及促進を図る。また、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。加えて、マイナポータル¹の継続的改善・民間サービスの利用シーン拡大等を通じて、国民にとって利便性の高いマイナンバーカードのユースケースを拡充する(5.(1)「マイナポータル¹の継続的改善に関する具体的な施策」参照)。なお、利活用の拡大に当たっては、マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化するとともに、電子証明書のみならず空き領域を含めさらなる活用を推進する。具体的には、スマホから様々な手続ができ、きめ細かいお知らせが受け取れる「オンライン市役所サービス」と、マイナンバーカードをかざすだけで様々な市町村サービスが受けられる「市民カード化」を推進する。また、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスの様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面无料にする等の検討を行う。

また、マイナンバーカードと各種カード、手帳等との一体化等については、マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表に沿って引き続き推進する。さらに、技術の進化等を踏まえ、新たな暗号アルゴリズムへの対応を含め検討する。

① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進

診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、令和5年（2023年）4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す⁶²。令和6年度（2024年度）中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止⁶³を目指す。また、訪問診療・訪問看護等のオンライン資格確認の仕組みの構築を進めるとともに、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォン搭載に対応したオンライン資格確認の検討を進める。

② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現

令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度（2024年度）末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約する。また、当該一体化に伴う相当の行政コストの削減効果が得られる場合は、関係省庁と連携し、マイナンバーカードの普及促進の観点も踏まえ、運転免許証の更新手数料の引き下げなど利用者負担の軽減を検討する。

③ マイナンバーカードと在留カードとの一体化の実現

マイナンバーカードと在留カードの一体化について中長期在留外国人がより高い利便性を得られるものとするための検討を更に深め、関係府省庁において法令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度（2025年度）から一体化したカードの交付開始を目指す。

④ マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

令和3年度（2021年度）に実施した技術検証・システム設計の結果を受け、令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指し、システム構築や関係事業者との調整を進める⁶⁴。電子証明書の機能だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、優れたUI・UXを目指し、スマートフォンへの搭載方法を検討する。

⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現

令和6年度（2024年度）中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバー制度を活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。

⑥ マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

法律⁶⁵の規定に基づき、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新

⁶² 診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

⁶³ 加入者から申請があれば保険証は交付される。

⁶⁴ スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。

⁶⁵ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）

や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施するなど、電子証明書の発行・更新等の円滑な実施を図る。

⑦ 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供

公的個人認証サービスについては、住民本人の変更後の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等の署名検証者への提供に関する制度の施行（デジタル社会形成整備法の施行）に向けて、政省令等の整備を着実に進め、令和4年度（2022年度）に本人の同意を前提に基本4情報等を本人の手続なしで署名検証者に提供するサービスを開始することを目指す。

⑧ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管府省庁ごとに工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を推進する。なお、業界毎に取得目標を設定し、アンケート調査等により定期的なフォローアップを実施するなど、積極的に取り組む。

【マイナンバーとマイナンバーカードについて】

- ・マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律又は条例で定められた事務手続に使用されている。
- ・マイナンバーカードは、住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。カードの表面は顔写真付きの本人確認書類として官民間問わず利用することができ、裏面のICチップ内に搭載された電子証明書や空き領域も、官民間問わず様々なサービスに利用できる。

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続に限って利用されています。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。

○マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード

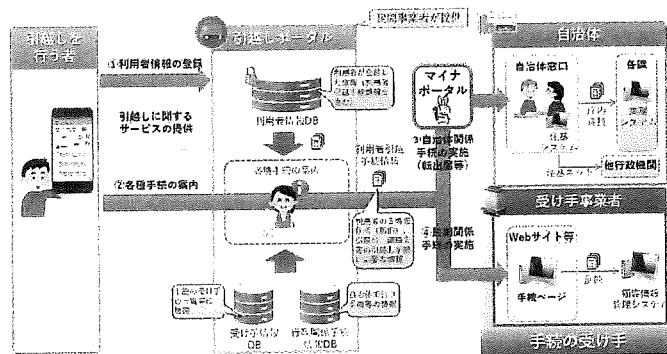


- ◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- ◆ マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

(5) 公共フロントサービスの提供等

【目指す姿】

- 行政手続のワンストップ化を推進することにより、国民が子育て・介護、引越しなど暮らしに直結する様々な行政手続をワンストップで行うことができるようにする。
- 例えば、「引越しワンストップサービス」では、引越しに伴う手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供できるように支援することにより、利用者が、行政機関（地方公共団体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるようにする。



① マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律⁶⁶に基づいて、令和6年度（2024年度）中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

イ 養育費の支払確保

子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の一方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について、検討を行う。

② ワンストップサービスの推進等

国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する（具体的な施策について、以下を参照。）。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

⁶⁶ 令和3年法律第39号

ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

子育て・介護に関連する手続のオンライン申請の普及促進として、令和2年度(2020年度)に介護関連の手続、令和3年度(2021年度)に子育て関連手続についてマイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始した。令和4年度(2022年度)にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関連する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

② 引越しワンストップサービスの推進

行政手続に関しては、転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、令和3年度(2021年度)に関係府省庁や市区町村等の協力の下、検討会及び実地検証等を実施し、市区町村における事務フロー及び必要な準備作業等の整理を行った。令和4年度(2022年度)には、全市区町村においてマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約を実現できるよう、マイナポータルを改修するとともに、市区町村のシステム改修等に対する支援を行う。

民間手続に関しては、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しを行う者が、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行いつつ、民間事業者間の接続コスト低減を図ることを目的とした引越し手続のオンライン完結に必要なデータ項目のガイドラインを検討するなど、対象手続の更なる拡大を図る。

③ 死亡・相続ワンストップサービスの推進

令和2年度(2020年度)にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。

- ・デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、令和3年度(2021年度)の検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムの戸籍電子証明書を活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。
- ・死亡に関する手続(死亡届及び死亡診断書(死体検案書)の提出)をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、令和3年度(2021年度)から実施している実証実験を基に社会実装に向けた課題の整理を厚生労働省及び関係府省庁とともに行う。

④ 社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

従業員のライフイベントに伴い民間企業が行う社会保険・税手続については、令和2年(2020年)11月から開始したマイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続を順次拡大する。

民間事業者がクラウドサービス上にデータを記録し、行政機関等が当該データを参照して社会保険・税手続を行うこと(社会保険・税手続の新たな提出方法)については、金融機関等が税務署長に提出する支払調書等を対象に、令和4年(2022年)1月提出分から開始した。また、クラウド提出済みのデータを確定申告等において利活用することを検討し、令和5年(2023年)1月以降の実現を目指す。さらに、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、対象拡大に向けて検討を進める。

また、公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みである年金簡易試算 Web（公的年金シミュレーター）について、令和4年（2022年）4月に試験運用を開始した。今後、利用状況や運用実験等を踏まえ、UI・UXを向上するための改善を継続的に実施する。

⑤ 旅券（パスポート）申請のデジタル化

旅券（パスポート）の申請について、令和4年度（2022年度）からオンラインによる申請を可能とし、その際にマイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用する。また、令和6年度（2024年度）までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略の実現を図る。令和6年度（2024年度）に予定される次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券（パスポート）の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした配送交付により、交付時の出頭を不要とする可能性を検討する。

⑥ 在留関係手続のデジタル化

在留外国人本人による在留関係手続のデジタル化については、令和4年（2022年）3月からマイナンバーカードの公的個人認証機能を活用した外国人本人によるオンライン申請を実現したが、将来の在留カードとマイナンバーカードの一体化も踏まえ、オンライン申請の更なる利便性の向上や利用率の引上げを図るため、マイナポータル API を活用した民間のオンラインサービスの普及などに取り組むとともに、令和5年度（2023年度）から永住許可申請や在留カード関連手続のオンライン化、所属機関等の職員によるオンライン申請における G ビズ ID の活用を検討する。

⑦ 入国手続等のデジタル化

日本への入国等に係る一連の手続（検疫、入管、税関等）について、水際対策の効率的な実施と利用者の利便性の更なる向上を図る観点から、スマートフォン等の利用を通じたデジタル化を一層進めるため、令和3年（2021年）12月に Visit Japan Web の運用を開始した。Visit Japan Web については、更なる効率化のため eVISA との連携を進めるとともに、免税店での利用など入国手続以外においても活用できるよう必要な機能の開発を令和4年度（2022年度）内に実施する。

⑧ 国税関係手続のデジタル化の推進

税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であり、納税者にとって必ずしも分かりやすいとは言い難い。申告納税制度を基本とする我が国においては、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現することが重要であり、更なるデジタルの活用により、これを実現していく。

そのため、国民が税務に関する手続を調べ、相談し、申告するまでの全体の流れについて、納税者の視点で、業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善による納税者の利便性を向上するとともに、業務やシステムの効率化・合理化を図る。

具体的には、チャットボットや確定申告書等作成コーナー、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など関連するシステムの機能を整理するとともに、その連携等を図ることにより、利用者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。また、その一環として、個々の利用者の

特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）の状況や過去の申告・納税履歴を一覧で確認できるページを e-Tax 上に設け、このページを経由して各手続を行うことができるようにする。税務署からの通知についても、e-Tax のメッセージボックスを更に活用するなど、デジタル化を推進する。

あわせて、マイナポータルとの連携拡充や、官民における年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）等の利用促進を図り、関連する諸システムも含めて、手続全体のデジタル化と UI・UX の改善を推進する。

2. 暮らしのデジタル化

(1) 暮らしを変えるデータ連携の実現

① 準公共分野の指定

生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく他の民間分野への波及効果が大きいものとして、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を準公共分野に指定する。

② 相互連携分野の指定

各準公共分野をターゲットとした取組に加え、こうした取組分野を越えた横断的な連携が重要な相互連携分野として、まずは「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定する。

これらのほか、国際的な商流・物流に係るプラットフォーム・ビジネスに関連する取組やエネルギー、モビリティ、エンターテインメント、生活関連サービス、不動産等の様々な分野と連携するスマートビルに関連する取組について、他の分野との関係を整理しつつ指定を検討する。

③ 準公共分野・相互連携分野の情報システム

準公共分野の情報システムについては、デジタル社会の形成に資するよう、情報システム整備方針に基づき施策を推進する。

相互連携分野については、各府省庁が、標準に係る整備方針を策定する。デジタル庁はその進捗を評価し、是正が必要な場合には担当府省庁と協議し、調整を行う。

④ 準公共分野・相互連携分野を支援するための政策プログラム

準公共分野及び相互連携分野⁶⁷については、①社会課題の抽出やそれを受けて実現すべきサービスの内容、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援していくための政策プログラムを創設する。当該政策プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備⁶⁸した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討を進める。

⁶⁷ 準公共分野及び相互連携分野として指定する分野は、デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に基づく特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野）とする。

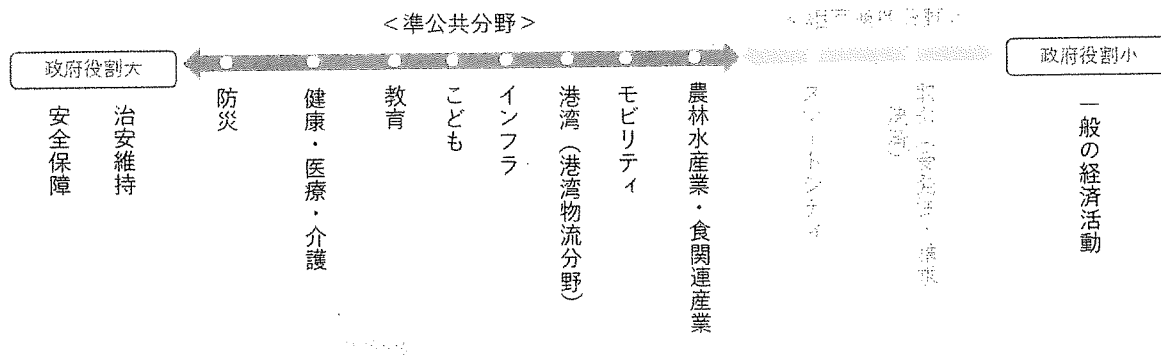
⁶⁸ 例えば、データ戦略推進ワーキンググループの下に、準公共・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方針を検討するため、準公共・相互連携作業グループを開催することとされている（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）。

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

【目指す姿】

- ・準公共分野のデジタル化を推進することにより、個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようにする。

準公共分野：国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている分野



各サービス提供者側の事情により、各分野において断片的・画一的なサービスが提供

デジタルの活用

個人が複数のサービスを自由に組み合わせ、自らの生活に併せてデザインできるように

【例】

(健康・医療・介護)

- ・健康寿命の延伸。国民がかかりつけ医や身近な専門職の助言の下、健康増進・治療の選択・ケアへの参加に主体的に関わり、適切なタイミングで必要な治療を受けることができる。
- ・医療・福祉の現場で質の高い価値ある情報が作られ、集積・分析・活用され、医療・福祉資源の効率的な活用とサービス向上に取り組むことができる。
- ・国民の生命・安全を確保するため、公衆衛生や保健医療体制の確保に必要な情報が活用される。

(教育)

- ・誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べるようになる。
- ・そのために、ストレスのない ICT 環境下で、学習者が自らのデータを蓄積・活用して学びをデザインするなど、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びが実現される。
- ・また、調査・手続のオンライン化や校務のデジタル化で学校現場の負担が軽減されるとともに、データの標準化により EBPM の推進や新たな教授法・学習法の創出が実現される。

(子ども)

- ・子どもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータが、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、分野横断的に最大限に活用される。
- ・それにより、真に支援が必要な子どもや家庭が発見され、ニーズに応じたプッシュ型の支援が届けられることで、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決が可能となる。
- ・また、インターフェース統一、必要な支援メニューのアクセス先一元化やワンストップ化によりワンストップ支援が実現されるとともに、公金受取口座登録制度等を活用した仕組みの構築等でプッシュ型支援が実現される。

準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっているが、ユーザーから見れば、各サービス提供者側の事情により、各分野において断片的・画一的なサービスが提供されている状況にある。各サービスのデジタル化を契機に、デジタル庁が提示する準公共分野のアーキテクチャに基づいた連携した取組を講じるようになれば、各サービスの組合せや変化に対する柔軟性が増し、個人が、分野や提供主体の違いを超え、複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせてデザインすることができるようになる。まさに準公共分野のサービスは、デジタルを活用することにより、多様な利用者一人ひとりの声に柔軟に対応できる新たなサービスへと変貌していくことが求められている。

また、準公共分野に関わる多くの制度が、デジタル社会の到来以前の時代に形成された既存の制度・運用を前提としていることから、策定するアーキテクチャや新たなサービスのニーズを踏まえ、各種制度・運用について不断の見直しを行っていくこととする。

① 健康・医療・介護

医療福祉分野においては、利用者数の急増が見込まれる中、必要となる就業者数も平成30年（2018年）の826万人（就業者全体の約8人に1人）から令和22年（2040年）には最大1,070万人（約5人に1人）へと大幅に増加する見通しであり、担い手不足の観点からも、デジタル化とデータの利活用や担い手の負担軽減は重要な課題である。

また、平均寿命が年々延びる中で個人が望むライフスタイルを継続させるためには、診断・治療に加えて疾病の予防が重要となるため、個人が自身の健康や医療に関する情報を簡易に記録、管理し、自身の健康管理や診断・治療に関わる医療機関等に必要に応じて共有できるようにすることが重要である。

これらは、令和3年（2021年）10月に本格運用を開始したオンライン資格確認等システムやマイナポータルを活用した取組が、「データヘルス改革に関する工程表について」⁶⁹に基づき進められており、着実に進めていく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応のために導入されたシステムについて、新型コロナウイルス感染症対応以外の場面でも活用することを念頭に置いた取組を進める必要がある。

加えて、個人の健康に関するデータと様々な分野の取組やデータが連動して相乗効果を生み出すことで、まちづくりや新たな産業の創出にも繋がる可能性があることから、活用できるデータの拡大や他分野との連携にも取り組む。

ア データヘルス改革の推進等

「データヘルス改革に関する工程表について」に記載された「自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備」「医療・介護分野での情報利活用の推進」等の取組を着実に進める。

具体的には、以下の施策等に取り組む。

- ・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報については自治体健診（令和4年度（2022年度）早期～）、学校健診（令和4年度（2022年度）以降早期～）、事業主健診（40歳

⁶⁹ 令和3年6月4日厚生労働省

未満)⁷⁰ (令和5年度(2023年度)～)、電子処方箋情報(令和5年(2023年)1月頃～)、手術等の医療情報(令和4年(2022年)夏～)、等に対象となる情報を拡大するため、必要な法制上の対応やシステム改修を行う。電子カルテ・介護情報については、技術的・実務的課題等を踏まえてその実現に向けた検討を行う。

- ・民間PHR⁷¹サービスの利活用の促進について、令和3年(2021年)4月に取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、民間PHR事業者による団体の設立を支援し、官民連携によって、より高いサービス水準を目指すガイドラインを、令和5年(2023年)末を目標に策定する。また、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるよう、必要な支援を行う。
- ・医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤の在り方⁷²について、令和4年度(2022年度)までに調査検討し、結論を得る。
- ・令和2年度(2020年度)に連結解析が本格稼働したレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB:National Database)と介護保険総合データベース(介護DB)について、行政、保険者、研究者、民間事業者など幅広い主体の利活用を可能としたNDB・介護DBについて更なる利活用を推進するため、NDBと介護DBを連結できるデータのサンプルデータについても、研究等のニーズもくみ上げつつ、オープンデータとして公表することを今後検討していく。
- ・上記のNDBと介護DBの連結解析に加え、NDB、介護DBとDPCデータベースの連結解析を令和4年度(2022年度)から開始しているほか、保健医療分野や国民生活に関する他の公的データベース⁷³との連結解析については、各データベースの法的・技術的課題を解決した上で、連結解析に向けた検討を進める。
- ・また、NDBの収載情報について、令和4年度(2022年度)から患者居住地情報(郵便番号・市町村コード)及び高額療養費自己負担限度額区分を追加している。
- ・医療情報の共有の基盤となるオンライン資格確認等システムについて、マイナポータルを介して個人が自ら扱えるデータの拡充に向けて機能を強化するため、ガバナメントクラウドの活用について明確化する。
- ・「全国医療情報プラットフォーム⁷⁴の創設」、「電子カルテ情報の標準化等⁷⁵」及び「診療報酬改定DX」⁷⁶の取組を行政と関係業界⁷⁷が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講じる。そのため、政府に総理を本部長と

⁷⁰ 特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、令和3年(2021年)10月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

⁷¹ Personal Health Record

⁷² 主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方。

⁷³ 全国がん登録データベース、指定難病患者データベース・小児慢性特定疾病児童等データベース。

⁷⁴ オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療(介護を含む)全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームをいう。

⁷⁵ その他、標準型電子カルテの検討や、電子カルテデータを、治療の最適化やAI等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用することが含まれる。

⁷⁶ デジタル時代に対応した診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、システムエンジニアの有効活用や費用の低廉化を目指すことをいう。これにより、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることが求められている。

⁷⁷ 医療界、医学界、産業界をいう。

し関係閣僚により構成される「医療 DX 推進本部（仮称）」を設置する。

イ オンライン診療等の強力な推進

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等の状況を踏まえ、医療機関の受診が困難になったことに鑑み、令和2年（2020年）4月から実施されている電話や情報通信機器を用いた診療・服薬指導等の時限的・特例的な対応⁷⁸について、国民に対する丁寧な周知を図りつつ、医療機関や薬局等における着実な実施を推進する。

また、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。令和4年度（2022年度）中に、オンライン診療を含めた遠隔医療の更なる活用に向けた基本方針を策定する。

ウ ICT やアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）や医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検討を進める。

HER-SYS については、感染症法に基づき感染症の発生動向を把握するため平成18年（2006年）に構築された感染症サーベイランスシステム（NESID）と統合し、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。

G-MIS について、医療機関を対象とした既存の調査を行うプラットフォームとして改修を行う。収集した情報を、地方公共団体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用する。

経営実態の透明化の観点から、医療法人の経営状況に関する全国的な電子開示システムを整備する。

また、新型コロナワクチン接種の追加接種が行われることから、引き続き、VRS やワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を活用し、効率的かつ着実にワクチン接種を実行するとともに、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開のため、VRS の記録を活用しマイナンバーカードを用いた本人確認を前提とする接種証明書のスマートフォンアプリの提供を開始した。今後、提供開始後のアプリの利用状況等を踏まえて必要な改善の検討を行う。

ウィズコロナ下で社会経済活動を円滑に行うために必要となる接種記録、接触記録、検査記録といった個人の感染拡大リスクに関する情報は現在バラバラに取り扱われている。ウィズコロナ下での社会経済活動を円滑に行うためには、個人の感染拡大リスクに関する情報の一体的な利用が可能となる事が望ましく、その実現に向けた検討を行う。

このほか、令和3年度（2021年度）中にDMAT⁷⁹活動情報等のAPIの構築等、広域災害救急医療情報システム（EMIS）のシステム改修を実施した上で、EMIS について、G-MIS との連携を踏まえたシングルサインオンへの対応や医療機関IDへの対応等、医療機関

⁷⁸ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省事務連絡）

⁷⁹ Disaster Medical Assistance Team

の負担軽減のため EMIS に必要な見直しを行い、緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携を順次実装する。

また、ICT やアプリを活用した医療サービス等の効率性の向上、医療従事者の労働時間の一元的な管理のデジタル化について検討する。

予防接種に係る国民の利便性向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減を図るため、マイナンバーカードを活用し、予防接種事務全体のデジタル化に取り組むとともに、予防接種の有効性・安全性に関する調査をよりの確に行う観点から、予防接種の実施状況、副反応に係る匿名データベースを整備し、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）等との連結解析を可能とする。この取組については、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の目標時期を目途に、その環境を整備する。

エ 行政手続等を含む情報の利用の全体最適化等

健康・医療・介護の分野において、サービスの提供、関連する行政手続の運用、各種行政サービスの企画立案、更に質の高いサービスの提供のための研究・開発など多様な場面での情報の利用が、本人の意思に基づき、かつ全体最適なものとなるようにしていく上での課題やその実現によるメリットを整理するとともに、スマートシティの取組とも連動し、様々な分野の取組やデータの連動により相乗効果を生み出す。

② 教育

教育 DX を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのない ICT 環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実とその評価を行う上で必要なデータの①スコープ（範囲）⁸⁰、②品質⁸¹、③組合せ⁸²、を拡大・充実させていくことにより、学習者主体の教育への転換や教職員が臨機応変に外部協力者の支援を得ながらこども達と向き合える環境の整備を図ることが必要である。このため、教育再生実行会議の提言⁸³も踏まえ、教育現場における ICT 利活用環境の強化を着実に図りつつ、学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症等の拡大や災害の発生等の非常時に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会、民間教育と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと（ハイブリッド化）などによって、学習者一人ひとりにとっての「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための鍵が「デジタル」である。加えて、ICT 等のデジタル技術を活用した地域の教育力向上や、デジタルに不慣れな方が利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するなど、誰一

⁸⁰ 教育効果として測るべき多様な側面（例：認知能力からいわゆる非認知能力とされているものへの拡大）や、学校外の学びなど、アナログの世界では十分に行き届かなかった部分にも、デジタルを活用して貢献を可能にしていくことを指す。

⁸¹ 標準化等を通じて、組織を超えて共有・活用できるデータや、時間軸で見て活用できるデータを利活用することを可能にしていくことを指す。

⁸² 目的に応じて、行政データと学習データや、学校内外の学びといった様々なリソースの組合せをより一層可能にしていくことを指す。

⁸³ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議）

人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、社会教育施設の活用を促進することも重要である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

ア 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備

GIGA スクール構想によって義務教育段階の1人1台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まる中⁸⁴、ネットワークのつながりにくさの問題や支援人材の確保など、利活用を進めるに当たっての課題が明らかになってきている。今後は教師や児童生徒がストレスなく端末を活用でき、学校内外で ICT を活用した学習が定着していく環境を整えることが重要である。このため、各都道府県等に「GIGA スクール運営支援センター」を設置して学校のネットワーク環境の点検・応急対応や ICT 活用を支える人材の確保・育成を広域的かつ組織的に行う体制を整備し、地域間格差の解消やスケールメリットを活かした調達、人材確保の枠組みの構築等を図る。

さらに、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法等に関するガイドラインを策定・公表し、保護者への周知を始め更なる利活用を促進するとともに、令和4年度（2022年度）以降、更に実態や現場の声を踏まえ改善を図る。高等学校段階の1人1台端末については、全ての都道府県において令和6年度（2024年度）までに整備される方向性であり、各都道府県における整備状況を国としてもフォローアップする。また、児童生徒の1人1台端末の将来の在り方について令和4年度（2022年度）末までに関係府省庁で検討し、令和5年度（2023年度）以降、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。

現在、1人1台端末の授業での活用は進んでおり、希望する全国の学校で活用が進んでいる、学習診断等ができる CBT プラットフォーム（MEXCBT）について、更なる機能改善や活用促進を行うとともに、他のシステムとも連携し効果的な分析・研究をすることで、政策・実践の改善に取り組む。また、EdTech⁸⁵の活用により学習スタイルの転換を進めたい学校等に対し、学校等に費用負担が生じない形で EdTech サービスを試験導入する事業者への支援を行う。一方で、校務や家庭とのコミュニケーションのデジタル化等の校務支援システム以外の校務のデジタル化については、その実態が十分把握できていない。このため、デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。

イ 教育データの利活用の促進とそれに必要な環境整備

教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある。このため、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」⁸⁶も踏まえ、スピード感を持って取組を進める。

特に、国が学校等に直接アンケート調査を比較的簡易に実施できるツールの活用促

⁸⁴ 全国の公立小学校等の96.2%、中学校等の96.5%が、GIGA スクール構想により整備された1人1台端末の利活用を開始。（令和3年（2021年）7月時点）

⁸⁵ EdTechとは、Education（教育）とTechnology（テクノロジー）を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

⁸⁶ 令和4年（2022年）1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

進を図るとともに、教育データの更なる標準化及びデータ連携を進める。また、教育分野のプラットフォームに関連する施策である「学習 e ポータル標準モデル」⁸⁷の改定、「学外デジタル教育用 LMS」⁸⁸参照モデルの策定、「教育デジタルコンテンツ利活用環境の整備」⁸⁹、「STEAM ライブラリー」⁹⁰の活用・普及促進、「公教育データ・プラットフォーム」⁹¹について、学習者、保護者、教職員、学校設置者、研究機関、民間企業といった利用者に対する新たな価値を明確化しながら取組を推進するとともに、全体アーキテクチャを踏まえ、必要に応じて各施策の見直しを行う。

さらに、児童生徒一人ひとりの識別子 (ID) については、①教育分野固有での必要性、②手段 (マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用等)、③全体フローの中での位置付け (自治体業務システム側、学習者側)、等について検討を行う。加えて、学校や地方公共団体等が教育データを利活用できるよう、学校のネットワーク環境や校務のデジタル化、教職員端末、児童生徒端末に加え、ガバメントクラウドといった共通基盤の活用について検討を進める。まずは、就学事務システム (学齢簿編製等) について、ガバメントクラウドを活用する方向で関係府省庁において検討する。

ウ デジタル社会を見据えた教育

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題である。例えばコンテンツ面では、デジタル教科書に加え、EdTech 等を活用した質の高い多様なデジタル教材 (ドリルや動画、音声等) が容易に活用できる環境が整い始めている。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等を有することも達が存在している。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる。

このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じている。

こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする、GIGA スクール構想の下で、「令和の日本型学校教育」⁹²の構想を現実のものとし、それを長期的に持続可能なものとするためには、「時間」・「場所」・「人材」・「教材」・「財源」の再編や、組合せのパターンの多様化が必要になる。

さらに、GIGA スクール構想の背景となった地域間での教育環境の格差や教育データ

⁸⁷ 学習 e ポータルは日本の初等中等教育に適した学習の窓口機能と連携のハブ機能の標準規格に準拠した学習マネジメントシステムのこと。なお、文部科学省で開発している CBT システムである MEXCBT (メクビット) にアクセスする学習の窓口として、学習 e ポータル標準規格に準拠した学習マネジメントシステムが活用されている。

⁸⁸ 総務省「デジタル教育プラットフォーム活用支援事業」により検討している、学習者が利用する異なる学外学習システム間でのデータ連携を可能とする学習マネジメントシステム (LMS : Learning Management System)。

⁸⁹ 官民の様々なデジタル書籍・素材等について学習指導要領コードとの紐付けを行うとともに、検索サービスで検索可能にするものとして、デジタル庁「準公共分野デジタル化推進事業費」により実施するもの。

⁹⁰ 経済産業省「学びと社会の連携促進事業」により、SDGs の社会課題などを入口に探究的・教科横断的な学びを始めるきっかけになる、63 テーマの「動画・資料コンテンツ群」を作成し、無料で公開しているもの。

⁹¹ 文部科学省・国立教育政策研究所等の①教育データの公開・管理、②研究成果の集約・共有を一元的に行うプラットフォームとして、設計・開発及び運用を令和4年度 (2022年度) 行うこととされている。

⁹² 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されている (「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (令和3年1月26日中央教育審議会答申))。

の標準化の方向性も踏まえ、教育のデジタル化の推進に当たっての国と地方との関係等についても検討が必要である。

他方、高等教育においても、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求するとともに、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育てることが求められている。

こうしたことを含め、例えば約5年後などに見込まれる次期学習指導要領の改訂など今後の大きな教育改革の流れを見据えた中長期的な方策として、デジタル社会を見据えた教育について関係府省庁で検討し、その結果に基づき随時、必要な制度的その他の措置を講ずる。その際、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成といった教育の目的を踏まえるとともに、教育の機会均等と水準の維持向上という教育制度の根幹的な役割が社会の構造的な変化の中でますます確固たるものとなるよう、現場の声も聴きながら検討を進める。

(参考) 将来的な学びの変革のイメージ^{93 94 95 96 97}



⁹³ 本資料は、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料を基に、一部簡素化したもの。

⁹⁴ 発達障害については、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月文部科学省）を参考としており、発達障害児の在籍率や発症率を示すものではない。上記の調査は、医学的診断に基づくものではなく、あくまで教員の見立てで発達障害の「可能性」のある児童生徒について調査したもの。

⁹⁵ Giftedについては、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料において、「日本には定義がないため、IQ130以上を仮定」としている。

⁹⁶ 不登校については、「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」、「不登校傾向については、「不登校傾向にある子どもの実態調査（日本財団）」より引用。不登校傾向については、「基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合等も含む。

⁹⁷ 「日本語を家であまり話さない子供」及び「家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られる子供」については、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を基に、総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ（令和3年11月25日）資料において、全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図であることに留意。

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

③ 防災

災害発生時に、被災者を命の危機から救うために、被災者及び官民の様々な組織が必要とする災害発生等に関する情報の収集手段及び人々の避難等の行動に繋がる伝達手段を検討する。また、被災者がそれぞれの状況に応じた対応や必要な支援を受けることができるよう、避難所情報等に関する情報提供を始め、避難所運営に必要な物資調達・輸送に関する情報共有、民間事業者との支援に関する情報共有、保健・医療関係・ボランティアとの情報共有を推進するとともに、マイナンバーカードの更なる活用を含めた情報システムの高度化を図る。さらに、防災DXを推進する上で必要な、避難から救援、復興支援に至るまで、関連情報について組織を超えたデータ連携及びデータの可視化等を実現するためのプラットフォームを構築する。

これらの取組に加え、将来に向けて、より一層の災害対応の高度化を実現するため、AI・ロボット・ドローン・IoTの活用や、データの活用によるシミュレーションの高度化のための研究開発を行う。

ア 防災情報のアーキテクチャ等の検討

関係府省庁等が連携し、災害時の運用実態を把握の上、防災関係者間で共有すべき基本情報の設定（日本版EEI⁹⁸）、データ収集や分析等に係る情報処理手順の検討を踏まえ、防災情報の構造を整理したアーキテクチャの検討を行う。

さらに、デジタル社会を見据え、防災情報のアーキテクチャや新たなサービスのニーズ等を踏まえ、関係府省庁において各種制度・運用の不断の見直しを行っていく。

イ 地方公共団体等の防災業務のデジタル化の推進

災害発生時における被災現場のデータ収集の主体は、市区町村等であり、防災関係機関等への迅速な情報共有が求められるところであるが、市区町村等の被災現場における限られた人員体制においても、対応を確実かつ迅速にするためには、都道府県や市区町村等の災害対応について一層のデジタル化を図る必要がある。このため、令和4年度（2022年度）中に地方公共団体等の現状を把握し、地方公共団体等が、デジタル技術を活用して、確実かつ迅速に災害対応を実施できる仕組みや被災者支援のための活動を効率化できる仕組みを検討する。その検討の結果を踏まえて、地方公共団体等の防災業務のデジタル化促進の取組に係る必要な技術的支援等の措置を講ずる。

⁹⁸ 米国では、災害対応に必要な基本的な情報項目について、EEI（Essential Elements of Information）として整理しており、我が国においても、中央省庁、指定公共機関及び政府現地対策本部が設置される都道府県等において、災害発生時に共通して収集が必要となる重要な情報項目（日本版EEI）を整備予定。

ウ 物資調達・輸送調整等支援システムの高度化

物資調達・輸送調整等支援システムについて、被災市町村が都道府県及び他の市町村の物資備蓄状況を把握可能とする機能を設けることで、迅速かつ柔軟な支援要請が実施できるようにするなどの改修を令和4年度（2022年度）中に行うとともに、令和5年度（2023年度）以降も、平時からの運用や各都道府県、市町村との訓練及び災害対応を通じて得られた課題等に対して必要な改修を行い、災害発生時の物資支援の更なる高度化を図る。

エ クラウドを利用した被災者支援のための仕組みの構築

市町村が共同で利用できるクラウド上で、住民情報を始めとする被災者関係情報を活用し、当該情報同士を連携させることにより、被災者支援のための活動を効率化する仕組みについて、令和4年度（2022年度）から市町村に展開する。

また、この仕組みを利用して、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニエンスストア等における交付を可能とするとともに、個別避難計画の作成などのデジタル化を推進する。

オ 被災者生活再建支援手続のデジタル化

各行政機関の提供する個人向け・行政機関向け生活再建支援制度の情報を集約し、行政機関・被災者それぞれが一元的に検索・参照可能なデータベース（マイ制度ナビ）を令和3年度（2021年度）に構築のうえ、令和4年度（2022年度）以降運用及び行政機関・被災者の利用促進に向けた取組を実施する。また、被災者生活再建支援金支給事務の添付書類の省略化・電子化について、被災者生活再建支援法人等と調整を進め、令和5年度（2023年度）以降、調整が整ったものから順次、添付書類の省略化・電子化を行う。

カ 防災関係プラットフォームの構築

災害発生時に、様々なデータを集約し、それを必要とする組織に提供するシステムについては、内閣府において総合防災情報システムが運用されているほか、SIP第1期（平成26～平成30年度（2014～2018年度））で研究開発が進められた「SIP4D」⁹⁹がある。内閣府において、防災情報のアーキテクチャ等の検討を踏まえ、SIP4D等のシステムの役割や在り方を再度整理し、消防団を含む災害対応機関がドローン等を活用して収集した被害状況等、災害関連情報について、情報集約、地図情報への加工、災害対応機関間の共有等を可能とする新たなシステムの構築を行い、当該システムを含む防災情報のデータ連携のためのプラットフォームを令和7年（2025年）までに整備する。

キ SIP等における研究開発の推進

SIP第2期（平成30～令和4年度（2018～2022年度））等において、AIを活用し、一人ひとりの状況に応じて適切な避難行動を促す情報を提供するとともに、住民等から現地の災害情報を収集する防災チャットボットや、衛星データを活用して広域的な被

⁹⁹ SIPの一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）と株式会社日立製作所が、平成26年（2014年）から共同で研究開発を進めてきた、基盤的防災情報流通ネットワークのこと。SIP4Dは災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。

災状況を迅速に把握・共有するための仕組み等の研究開発を進める。

④ こども

現在、こどもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなど、様々な課題が指摘されている。例えば、平成30年(2018年)の「子どもの貧困率」は13.5%となっており¹⁰⁰、平成24年(2012年)の16.3%からは減少傾向にあるものの、依然として改善が必要と考えられる。また、令和2年度(2020年度)の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は205,044件で、過去最多となっている¹⁰¹。さらに、令和2年度(2020年度)の小学校・中学校における不登校児童生徒数は196,127人(前年度181,272人)で過去最多となっており、過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している¹⁰²。こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする必要がある。

こどもの抱える困難は、貧困、虐待、障害、学校への不適応などの様々な要因が複合的に重なり合っており、また、その家庭も支援を必要としている。課題が複合化しており、ひとつの分野だけでは解決ができないという意識を強く持ち、こどもを社会のまんなかに据えて、教育・福祉・保健・医療等の各関連分野が一体となって、こどもや家庭に対して適切な支援を包括的かつ早期に講じる必要がある。

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報 の適正な取扱いを確保¹⁰³しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討¹⁰⁴も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

¹⁰⁰ 「2019年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)による。

¹⁰¹ 「児童相談所における児童虐待相談の対応件数」(厚生労働省)による。

¹⁰² 「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(文部科学省)による。不登校児童生徒数の割合は、小学校が平成27年度(2015年度):0.4%→令和2年度(2020年度):1.0%、中学校が平成27年度(2015年度):2.8%→令和2年度(2020年度):4.1%、となっている。

¹⁰³ 子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会では、個人情報を含む情報を共有するため、その構成機関・団体に秘密保持義務が課せられている。

¹⁰⁴ 例えば、内閣府では、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会が開催されている。

また、こどもの貧困に関しては、親（シングルペアレンツ）も含めた貧困等の困難、又は潜在的にそのリスクを抱える家庭に対して、「子供の貧困・シングルペアレンツの問題に関する論点整理」¹⁰⁵を踏まえ、内閣府が主体となってデジタル庁と連携の上、制度を所管する文部科学省や厚生労働省とともに、ワンストップ支援の実現に向け、インターフェースを統一し、必要な支援メニューのアクセス先の一元化やワンストップ化を進めるとともに、プッシュ型支援の実現に向け、公金受取口座登録制度等を活用した仕組みの構築等を進めて行く。

⑤ モビリティ

我が国は、世界的な競争下にある自動運転に関し、官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、令和3年（2021年）には世界初の自動運転レベル3の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。

一方で、我が国では、国民一人ひとりの移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減や、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。

これらの解決に資する新たな手段として、自動運転に加え、MaaS やオンデマンド交通などの発達、ドローンや自動配送ロボットを始めとした新たな輸送手段の出現など、デジタルを活用した新たなモビリティサービスが普及しつつある。

これを踏まえ、人から物まで、歩くから飛ぶまでの全ての移動モードを対象として、空間利用の高付加価値化や効率化に向け、官民で連携して、生活やエネルギー等をも考慮した将来像を描くとともに、データの共有や連携、利活用に向けたルールの整備等を行いながら、将来像を実現するデジタル交通社会全体のアーキテクチャを設計・実装することにより、課題解決を行う必要がある。

ア モビリティの高度化の推進

一人ひとりの暮らしを便利にする視点からデジタル交通社会においてモビリティを総合的に高度化すべく、令和4年（2022年）夏を目途に取りまとめる「デジタル交通社会推進戦略（仮称）」に基づき、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。

イ モビリティ分野におけるデータ連携

官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図るため、令和3年度（2021年度）の検討を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までにプロトタイプの開発、実証を行う。

ウ 3次元空間 ID を含めたデジタルインフラの整備

自動運転車やドローン、自動配送ロボット等が、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を可能とするとともに、こうしたモビリティの運行の基礎となる地図やインフラ設備等を効率的に整備するためには、3D都市モデルも含めた様々な3次元地理空間情報や気象状況、交通状況などのリアルタイム情報等をデジタル化した上で機械可読な形で効率的に流通させる基盤としてデジタルインフラが必

¹⁰⁵ 令和4年（2022年）5月行政改革推進会議子供の貧困・シングルペアレンツチーム